

令和6年2月1日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター

### 働き方改革の一環として受付業務等に関するお願い

平素は、当センターをご利用いただくとともに、各種業務の実施にご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、当センターでは働き方改革の一環として、受付業務、審査業務及び検査業務を効率的かつ適確に実施するため、令和6年4月1日より下記1～6のとおり施行させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、下記の1～6で対応し難い個別事情がある場合は、その旨申し出てください。

#### 記

1. 窓口への来店時間は、これまでの「9時～18時」を「9時～17時」に変更させていただきますので17時までのご来店をお願いします。  
なお、17時～18時はもつぱら内部の事務処理の時間とさせていただきます。
2. 検査予約及び検査申請書提出期限については、検査ルート組等の作業並びに検査に先立つ検査申請書の事前のチェック及びその補正対応等を適確に実施するため、これまでの「検査日の2営業日前の午前中まで」を「検査日の3営業日前の午前中まで」に変更させていただきますので、できる限り早目に検査予約及び検査申請書の提出をお願いします。
3. 計画変更を伴う場合の検査予約については、原則として当該計画変更の確認済証の交付後に受けさせていただきますので、計画変更が必要な場合は、審査に要する期間を勘案しできる限り早目に当該計画変更申請の手続きをお願いします。
4. フラット35 竣工済み特例申請又は確認済証が交付された後のフラット35の後付け申請を伴う場合の検査予約については、原則として当該設計検査に関する通知書の交付後に受けさせていただきますので、フラット35 竣工済み特例申請等が必要な場合は、審査等に要する期間を勘案しできる限り早目に当該特例申請等の手続きをお願いします。
5. 確認申請の補正対応をされたその日に確認済証の発行を希望される場合は、原則としてその日の15時までに当該確認申請の本受付を済まされるようお願いいたします。（電子申請の場合は、その日の15時までにNICEWEB申請システムにおいて、当該確認申請の本申請を行っていただくようお願いいたします。）

6. 確認申請の本受付を行ったその日に消防同意書類の発送を希望される場合は、日本郵便等の集荷の関係上、原則としてその日の14時までに当該確認申請の本受付を済まされるようお願いいたします。ただし、支店の場合の県外分については集荷が不定期なので、前もって発送可能日について照会をしていただくようお願いいたします。（電子申請の場合は、その日の14時までにNICEWEB申請システムにおいて、当該確認申請の本申請を行っていただくようお願いいたします。）

なお、奈良県内の消防署に翌日センターから直接消防同意書類の持ち込みを希望される場合は、その日の16時までに当該確認申請の本受付を済まされるようお願いいたします。（電子申請の場合は、その日の16時までにNICEWEB申請システムにおいて、当該確認申請の本申請を行っていただくようお願いいたします。）